

# 市制度融資 資金一覧

## 事業資金

融資対象者	・前ページ記載の利用要件を満たす者	
資金使途	運転	設備
融資限度額	3,000万円	5,000万円
融資期間 (据置期間)	5年以内 (6ヶ月)	10年以内 (12ヶ月)
融資利率	1年以内 1.8% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	
利子補給率	1.3%	
連帯保証人 担保	〔連帯保証人〕 個人：原則不要 法人：原則代表者 〔担保〕 必要に応じて徴求	

## 設備近代化資金

融資対象者	・前ページ記載の利用要件を満たす者で、かつ次のいずれかに該当する者 a.市が指定する業種（注①参照）を営み、商業地域または近隣商業地域において設備の設置を行おうとする者 b.製造業を営み、工業専用地域、工業地域または準工業地域において設備の設置を行おうとする者	
資金使途	設備	
融資限度額	8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (12ヶ月)	
融資利率	1年以内 1.8% 3年以内 2.1% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	
利子補給率	1.7%	
連帯保証人 担保	〔連帯保証人〕 個人：原則不要 法人：原則代表者 〔担保〕 必要に応じて徴求	

## 小規模事業資金 (小口零細企業保証対応資金)

融資対象者	・前ページ記載の利用要件を満たす者で、かつ小規模事業者（常時使用する従業員が20人〔卸売・小売業及び娯楽業・宿泊業を除くサービス業は5人〕）以下であること	
資金使途	運転	設備
融資限度額	2,000万円	
融資期間 (据置期間)	5年以内 (6ヶ月)	10年以内 (12ヶ月)
融資利率	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	
利子補給率	1.5%	
連帯保証人 担保	〔連帯保証人〕 個人：原則不要 法人：原則代表者 〔担保〕 不要	

## 経営安定化資金

融資対象者	・前ページ記載の利用要件を満たす者で、かつ次のいずれかの資金を必要とする者 a.セーフティネット保証対応資金 b.大型店進出対策資金 c.アスベスト対策資金 (各資金の詳細は注②参照)	
資金使途	運転	設備
融資限度額	1,250万円	
融資期間 (据置期間)	5年以内 (6ヶ月)	10年以内 (12ヶ月)
融資利率	1年以内 1.8% 3年以内 1.9% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4%	
利子補給率	1.7%	
連帯保証人 担保	〔連帯保証人〕 個人：原則不要 法人：原則代表者 〔担保〕 必要に応じて徴求	

## 創業資金

融資対象者	・前ページ記載の利用要件を満たす者で、これから創業する、または創業から5年経過していない者（産業競争力強化法第2条第29項各号のいずれかに該当する者）	
資金使途	運転	設備
融資限度額	3,500万円	
融資期間 (据置期間)	5年以内 (6ヶ月)	7年以内 (12ヶ月)
融資利率	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	1.6% 1.7% 1.8% 1.9%
利子補給率	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内	1.6% 1.7% 1.8% 1.9%
連帯保証人 担保	〔連帯保証人〕 個人：原則不要 法人：原則代表者 〔担保〕 不要	

注①：情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（日本標準産業分類に定める分類による）の中で、千葉県信用保証協会の保証を受けられるものが対象です。

注②：各資金の対象は以下の通りです。

- a.セーフティネット保証対応資金  
中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者
- b.大型店進出対策資金  
大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、または大型店へ入店するための資金を必要としている者
- c.アスベスト対策資金  
アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者

その他：設備資金の資金使途において乗用車の購入費用は対象外ですが、タクシーやトラック等の特殊車両や、4ナンバーを取得する商用車は対象となります。また、カーナビ、ETC装置、ドライブレコーダー等の事業を行うにあたって必要であると認められるものや、消費税は対象となるほか、特殊車両における特殊設備等については対象となる場合があります。（但し、装備品・付帯費用・自動車税等については、いずれも対象外となります。）

## ご利用にあたって

- ・本制度の受付事務は、市原商工会議所にて行っています。
- ・ご利用にあたっては、金融機関及び千葉県信用保証協会が審査を行います。
- ・返済方法は、固定金利での元金均等月賦返済です。
- ・千葉県信用保証協会の保証付き融資となりますので、別途保証料がかかります。
- ・利子補給金の交付には、所定の条件がございます。
- ・運転資金、設備資金を同時に申請する際は、申請書および信用保証委託申込書を2通作成してください。

## 優遇措置

- ・市原市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了し、市から交付された証明書の写しを添付した場合は、特例として創業の6ヶ月前から創業資金を利用できます。（通常は2ヶ月前から）
- ・市原市SDGs宣言制度を行い、基礎研修を受講したことを確認できる書類を添付した場合、事業資金及び小規模事業資金の利子補給率を0.1%上乘せします。

